

第1部 事業報告書

航空医学研究センターは、航空機乗組員の航空身体検査の実施、航空に関する医学的・人間工学的な研究の推進、航空医学等に関する知識の普及及び指導を図り、もって民間航空の安全に資することを目的としている。平成22年度においてもこれらの目的を達成するため、次のとおり各事業を実施した。

1. 検査事業

当センターにとって最大の事業項目である検査事業については、航空身体検査を受ける航空機乗組員にとって受検しやすい体制及び施設にて効率的に実施するとともに、検査コストの低減に努めた。また、検査事業を通じて航空身体検査証明制度の運用上の問題点をチェックし、航空当局に必要な情報を提供した。

尚、平成22年5月に行われた政府与党の事業仕分けを受け、平成22年度下期より従来からの総費用総精算方式を改め、単価方式（公表単価は前年実績の36,000円/件）とした。

(1) 航空身体検査

航空運送事業に従事する航空機乗組員を対象に、航空法に基づく航空身体検査及び加齢航空機乗組員の付加検査を実施した。

航空身体検査は、内科、眼科、耳鼻咽喉科及び精神神経科の4科体制で実施した。

従来の「JAL, ANAの東京地区の乗員には医学センターが実施する航空身体検査を受検するように」との縛りが、平成22年4月28日の技術部長通達によりなくなったこと、及びJALの経営規模縮小に伴う乗員の減少により、航空身体検査件数の実績は前年12.8%減の6,194件であった。内訳は次頁の表のとおりである。

加齢航空機乗組員の付加検査件数は、同じく平成22年4月28日の技術部長通達により当センター以外でも受検可能となったことが影響し、前年22.8%減の818件となった。

検査件数の減少、さらには下期からの単価方式に変えたことにより収入が期初予算から大幅に減少したが、下期より検査日の縮小（週5日→4日）等、各種対策を実施し経費の節減に努めました。

区 分	日本航空インターナショナル	全日本空輸	その他	合 計
航空身体検査 (前年比)	3,590件 (78.4%)	2,379件 (102.7%)	225件 (108.2%)	6,194件 (87.2%)
付加検査 (前年比)	0件 (0%)	290件 (92.1%)	528件 (98.3%)	818件 (77.2%)

(2) 航空大学校入試身体検査

「航空大学校入学者身体検査基準」に基づき、平成22年9月から12月の間に延べ8日間で275名の受験生を対象として実施した。

2. 研究事業

航空医学の発展を通して航空の安全に寄与するため、当研究センターに設置している航空医学問題懇談会の場で、航空身体検査のより適切な実施、航空医学が当面する諸問題、内外の航空医学に関する諸動向等について討議を行いつつ、下記の項目について研究を行った。

(1) 自主研究

① 航空身体検査基準及び同マニュアルの改正に係わる調査研究

- ・国際標準について、ICAO標準、及びFAA基準と現行の航空身体検査基準・マニュアルの比較表を作成した。
- ・航空身体検査マニュアルの内容について、前回改正後、当センター懇談会、及び大臣判定申請者の多くを占める航空会社産業医の意見をもとに課題の抽出を行った。
各科領域については、眼科(視野、色覚検査の運用など)、耳鼻咽喉科領域(聴力検査の運用など)、循環器領域(「調律異常」、「冠動脈疾患」、「意識障害」)、さらに当局の指導のもと既に指定医の判定指針として明らかにしている運用をマニュアル改正の資料として提示した。
- ・制度の運用への提案について、特別判定指示の解除の要否、審査会提出資料の標準化、メディカルフライトテストの標準化など当センターにおける運用面での提案を取り纏めた。
- ・運航乗務員の医薬品使用については、平成21年度の調査・研

究結果をもとに、その内容をマニュアル改正の資料として利用した。

医学の進歩同様に医薬品の進歩もめざましいものがある。マニュアルで認めている高血圧症、脂質異常症、抗潰瘍薬などの医薬品を中心に、最近の知見、さらには健康管理を行っている航空会社の意見を参考に資料とした。

② 加齢航空機乗組員の医学適性に関する研究

前述の通り、加齢航空機乗組員の付加検査は当センターだけではなく、全ての指定航空身体検査医において実施することが可能となったため、本年度は当センターで実施した付加検査のみが対象となっている。

当センター実施分について、データベースの構築を行い、不合格件数とその内容の把握など集計・取り纏めを行なった。

(2) 航空局等からの委託を受けて行う調査研究等

① 航空身体検査基準及びマニュアルの見直しに関する調査

平成24年度の航空身体検査基準・マニュアル改正に備えて調査を実施した。現行マニュアルについて、航空会社産業医からの意見聴取をもとに課題を抽出し、過去当センターにおいて行ってきた調査・研究資料や大臣判定事例を踏まえて、具体的な提案を示した。さらに、国際標準（ICAO）との比較を行い、マニュアル改正に資する資料とした。

② 航空身体検査証明申請書内容の確認及びデータ処理業務

全国の指定機関から提出された航空身体検査証明申請書について、検査項目の内容が航空身体検査基準に適合した適正な証明がなされているかの確認及びそのデータの入力を行い、定期的に電子媒体で納入した。

3. 普及指導事業

(1) 指定医講習会の開催

航空局が主催する全国の指定医に対する講習会については、平成22年度においても当センターがこれを受託して実施し、新たな指定医の指導・育成、及び現指定医の検査水準の向上に寄与した。

(2) 指定医相談窓口の運用

航空局の要請により、平成14年度から全国の指定医を対象とする相談窓口を開設している。22年度においても、電話又は電子メール、インターネットなどを通してリアルタイムに各指定医の疑問に答えていくことにより適正な航空身体検査証明の実施に寄与した。

尚、22年度下期以降は当センターの人員減少により、インターネットホームページの一般の方々向けの「相談窓口Q&A」は休止とし、主に電話による対応で実施している。

(3) 航空医学に関する講義、講演について

航空大学校、航空保安大学校で、航空医学に関する講義、講演を行った。

(4) 簡易型空間識失調体験教育の実施

当センターで独自に開発した簡易型空間識失調体験装置を用いて、日本航空機操縦士協会及び航空協会による講習会のなかで、17名に対して空間識失調についての教育を行った。

(5) ホームページの運営

インターネット上に開設したホームページを適時更新し、航空身体検査及び航空医学に関する最新の情報を航空関係者のもとより広く一般の方々にも提供した。

また、インターネットを通じて、センター発行の航空身体検査の手引き、航空医学教育ビデオ等の販売を行った他、航空身体検査証明申請用紙等のダウンロードサービス等、航空機乗組員及び指定医に対して便宜を図った。